

京都市告示第237号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年7月6日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
伏見柳谷高槻線	伏見区羽束師古川町407番地の4地先内	旧	メートル 11.60	メートル 8.99 ~ 9.00
		新	11.60	9.00

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
山科西野山緯7号線	山科区西野山百々町123番地の1地先から 同町123番地の13地先まで	旧	メートル 31.60	メートル 2.64
		新	31.60	4.00 ~ 4.01
山科西野山緯8号線	山科区西野山百々町123番地の13地先から 同町107番地の2地先まで	旧	8.30	3.10
		新	8.30	3.10 ~ 6.00

(建設局土木管理部道路明示課)